洋上風力促進のための区域の選定に関する有識者会議(第1回)

〇議題

再エネ海域利用法における有望な区域について

〇概要

<有望な区域の整理の視点について>

- 有望な区域については、区域指定ガイドラインで規定されているとおり、 協議会開始への同意や、自然条件や系統確保の見込みなどの区域指定の基準に適合する見込みを条件とすることに合意が得られた。
- さらに、促進区域の指定に当たっては、法律上、関係行政機関の長に協議しなければならないことから、関係行政機関の長との協議に大きな支障が生じると見込まれないことも有望な区域の要件とすることに合意が得られた。
- 上記の有望な区域の整理の視点についての合意形成に当たっては、委員から以下の意見が示された。
 - ✓ 地元合意などの環境整備が進捗している熟度の高い案件から、協議会の 組織や国による風況・地質調査を進めていくという考え方には賛成であ る。他方で、本来的には先行的な調整を有望な区域の選定に当たって考 慮する必要はなく、今回の考え方は、再エネ海域利用法の運用初期段階 にあることを理由に早期の事業実施という観点を重視したものである と明示するべきではないか。
 - ✓ 区域指定ガイドラインにおいて、コストダウンが実現した欧州での1区 域当たりの平均容量が約35万kWとされていることを踏まえて、今後適 切な規模での促進区域の指定を行っていく必要がある。
 - ✓ 欧州では、年間導入容量 100 万 kW といった計画的・継続的な導入により洋上風力発電のコスト低減が実現しており、仮に今回整理する有望な

区域の容量の合計が 100 万 kW を超えるとすれば、段階的に促進区域の 指定を行うことで入札を通じたコストダウンを機能させる必要がある。

• その上で、都道府県から提出された情報に基づいて、各区域が具体的にどのような状況にあるか、確認がなされた。

<今後の進め方について>

- 今般整理された有望な区域のうち、地元合意などの環境整備が進捗しているものは、直ちに、協議会を組織するとともに、国による風況及び地質の調査を開始すべく、検討に着手することに合意が得られた。
- 上記の今後の進め方についての合意形成に当たっては、委員から以下の意見が示された。
 - ✓ 各区域に対して関係省庁から示された意見について、調整の難易度が異なるものが混在していることを踏まえ、適切に情報提供する必要がある。